

国立大学法人福岡教育大学 大学教員公募要領

- | | |
|-------------|---|
| 1 職 名 | 講師又は助教 |
| 2 応募資格 | 次のいずれの条件にも該当する者（国籍は問わない）
(1) 児童を対象とした教育相談に関する研究業績のある者。公認心理師および臨床心理士の資格を有すると望ましい。そのうえで児童を対象とした臨床心理学的援助の経験があると望ましい。
(2) 修士の学位を有する又はこれに準ずる者（博士の学位を有する者又は取得見込みの者がより望ましい）
(3) 次の学部科目を担当できる者
教職課程認定における教育相談に該当する科目、児童に対する臨床心理学的支援に関する科目
(4) 本学大学院（教職大学院）の授業科目の担当が見込める者
(5) 学校現場で1年以上の指導経験（常勤の教員経験）のある者（左記に該当しない場合は、採用後、これに準ずる指導経験を本学の研修にて受講していただきます。）
【本学は学校現場に通じた大学教員の採用に取り組んでいます。学校現場で1年以上の指導経験がない場合は、採用後の3年間において、本学が定めた90日間相当の研修を附属学校で受けていただきます。また、学校現場での指導経験の有無に関わらず、全ての大学教員に対して、2年間に1日以上、学校現場における研修受講を義務づけています。】 |
| 3 所属及び採用人員等 | (1) 所属：教育学部（教育心理研究ユニット）
(2) 採用人数：1名
(3) 担当予定科目：「学校における心理援助」、「教育データ分析法」、「教育データ利活用実習」、「初年次セミナー」、「文献講読演習」、「情報機器の操作」、「教職実践演習」、「卒業研究」等
＊複数教員で担当する科目・輪番で担当する科目を含む
(4) 業務：採用後は、上記予定科目の担当の他に、学生指導、修学支援、入学者選抜、教育実習、教員採用試験対策、ボランティア支援、社会貢献活動、学内運営等の業務にも携わっていただきます。 |
| 4 採用予定日 | 令和8年4月1日 |
| 5 応募書類 | (1) ①個人調書、②研究業績・教育業績書、③学界及び社会における活動等、④学内運営活動実績書、⑤抱負書、⑥応募者等連絡票
※いずれも本学所定の様式によります。様式は、本学ホームページからダウンロードしてください。 https://www.fukuoka-edu.ac.jp/about/staff/index.html
(2) 主要な著書、論文等（5点以内）の現物・別刷又はそれらのコピーを提出してください。メールにより提出する場合は、下記「事務手続きに関する問い合わせ先」に記載のアドレスに送信してください。他の応募資料と併せて郵送で提出する場合は、記録媒体（USBメモリやCD-R等）により提出してください。
(3) 最終学歴証明書
(4) 担当予定科目である児童に対する臨床心理学的支援に関する科目に関する授業構想（シラバス）（様式任意、科目名についてもご提案ください）
※ 【応募書類に関する注意事項】
・ 応募書類は返却いたしません。
・ (1) ①～⑥の応募書類は、それぞれA4サイズ（両面印刷）で作成・提出してください。
・ 応募書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意願います。 |
| 6 締切日 | 令和7年9月8日（月）必着 |
| 7 応募書類送付先 | 〒811-4192 福岡県宗像市赤間文教町1-1
国立大学法人福岡教育大学 人事企画課任用担当
※封筒の表に「教育心理研究ユニット教員公募」と朱書の上郵送してください。上記の宛先以外への送付や持参・メール・FAXその他の方法による提出は受付できませんのでご注意願います。 |
| 8 問い合わせ先 | (1) 【事務手続きに関する問い合わせ先】
国立大学法人福岡教育大学 人事企画課 任用担当
Tel:0940-35-1545 E-mail:jinji-ninyo(at)fukuoka-edu.ac.jp
(2) 【授業科目等に関する問い合わせ先】
教育心理研究ユニット 中島義実
E-mail:nksmysm(at)fukuoka-edu.ac.jp
※ (at) は@に置き換えてください。 |
| 9 その他 | (1) 書類選考後、原則として面接（オンライン含む）を行います。対象者には電話もしくはメールにてご連絡いたします。対面で面接を実施する際、交通費等は自己負担となります。
(2) 給与（年俸制適用）及びその他雇用条件は本学規程によります。
(3) 定年年齢は満65歳です。
(4) 本学では、男女共同参画社会基本法の精神に則り、教員の募集を行います。
(5) 合理的配慮に関する事項は、8（1）問い合わせ先までお尋ねください。
(6) 敷地内は禁煙です。
(7) 過去に学生に対するセクシュアルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分もしくは分限処分を受けた場合には、個人調書の「賞罰・処分歴等欄」処分の内容及びその具体的な事由を記入してください。虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となることがあります。 |